

公の施設の管理方針

＜第12次改訂版＞

令和5年5月

志木市

目 次

1 基本方針	1
(1) 基本的な考え方	1
(2) 指定管理者制度	1
2 選定の手続と評価	2
(1) 選定の基本的な考え方	2
(2) 指定管理者の選定方法	2
(3) 指定期間	2
(4) モニタリング	3
(5) 評価	4
3 導入経過・計画	5
(1) 指定管理者を導入した公の施設	5
(2) 指定管理者以外が管理を行う公の施設	6
<導入経過・計画一覧>	8

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

公の施設の管理は、施設の設置目的を達成するため、利用者の視点に立って最も効果的で効率的な方法で行われなければならない。

そのため、低コストで高品質な公共サービスを提供するための管理主体は、時期を捉えて、当該施設の役割や利用状況に即し、その都度検討する必要がある。

また、すでに指定管理者制度を活用した施設の管理にあっても、選定替えの時は、当該施設の老朽化等の状況も踏まえ、改めて管理形態を検討するものとする。

今後も、指定管理者制度の目的を踏まえつつ、施設の設置目的や利用形態、特性等を考慮して、状況の変化等に応じた、よりよい管理形態を選択していくものとする。

(2) 指定管理者制度

公の施設への指定管理者制度の導入にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ア 市民サービスの向上が期待できること
- イ 施設の機能と目的が最大限に生かされること
- ウ 新たな管理者の持つ専門的知識と経営能力の活用が図れること
- エ 経費の節減が図れること
- オ 公平・公正な管理運営が担保されること
- カ 個人情報の保護、管理運営に対する指揮・監督など行政責任が確保されること
- キ 他の外部委託の手法と比較し、指定管理者制度の活用が適していること

2 選定の手続と評価

(1) 選定の基本的な考え方

指定管理者の選定は、原則として公募とし、複数の申請者に事業計画書を提出させるとともに、次の点に留意して選定するものとする。

- ・住民の平等利用が確保されること
- ・事業計画の内容が公の施設の効用を最大限発揮するとともに、管理費の縮減が図れるもの
- ・事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること

なお、施設の特性に応じて、次の場合は随意指定できるものとする。

- ・市が出資している団体で、かつ従前から管理委託をしていた施設
- ・地域の住民団体等で管理することが効果的な地域密着型施設
- ・政策的に団体の育成・支援等を目的としている場合
- ・民間で同種の事業実績が乏しい場合
- ・施設の在り方について検討中の施設や建替え・複合化等の施設整備を近く実施することとしている施設
- ・施設の安定的、効率的な運営を確保するため、市長又は教育委員会が特に必要と認める場合

(2) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定にあたっては、別に定める選定委員会（副市長、総合行政部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、子ども・健康部長、都市整備部長、市長公室長、上下水道部長、教育委員会事務局教育政策部長で組織する）において選定し、決裁により決定する。

(3) 指定期間

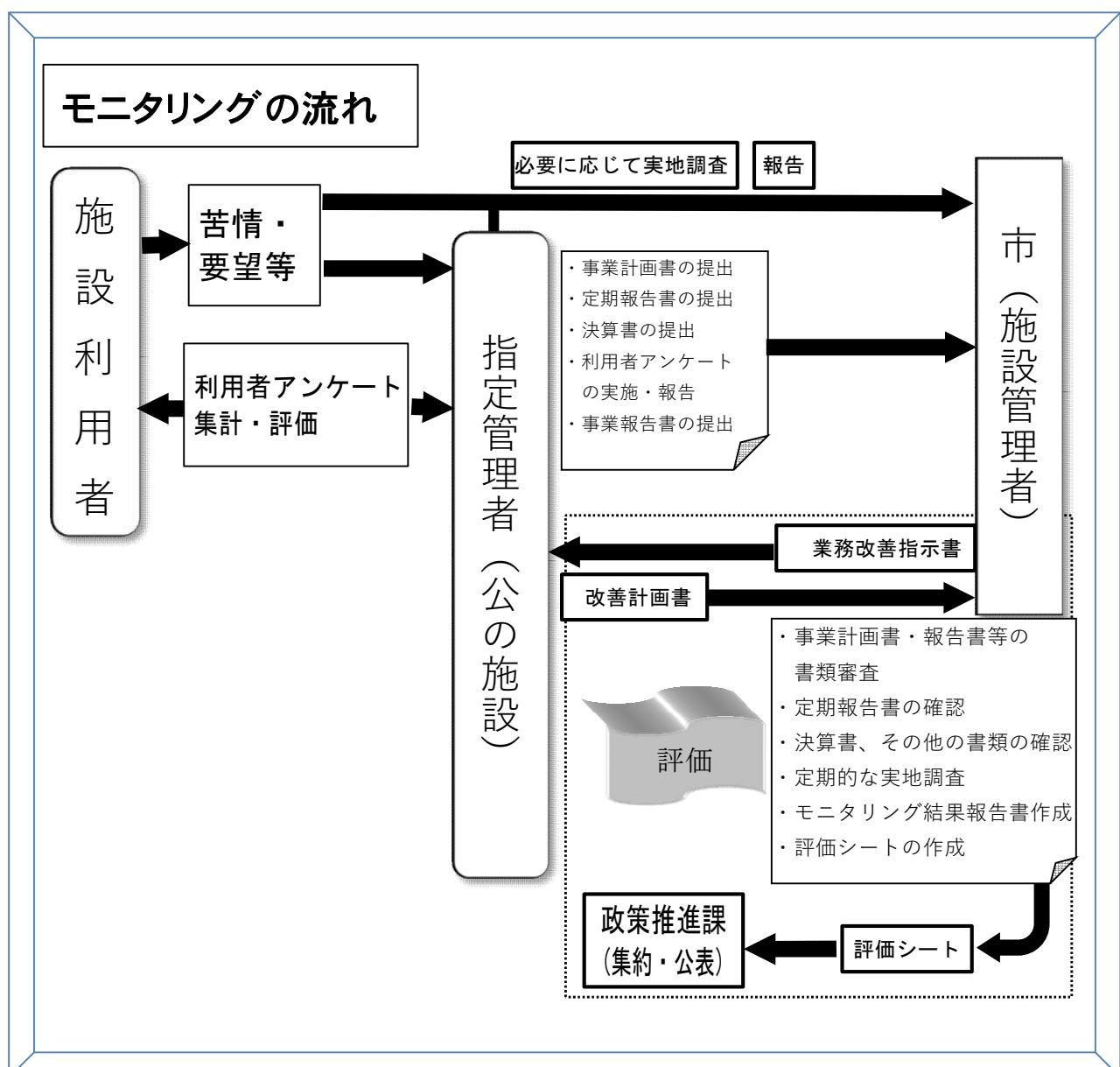
指定の期間は、短期間では事業者の管理実績を評価することが困難であり、一方、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは不

適切であることから、原則として5年とする。

ただし、特別な理由があるときは、その相当期間とする。

(4) モニタリング

指定管理者による施設運営が適切に行われているか、良質な市民サービスが提供されているかなど、公の施設の設置者としての責任を果たすため、導入後の課題の分析やサービス向上度調査などのモニタリングを実施する。



(5) 評価

各施設の所管課は、指定管理者による管理運営の適正な実施及び安定的、継続的なサービス提供の可能性等を検証し、モニタリング結果報告書及び指定管理者評価シートを作成する。

ア 評価項目

- ① 利用受付、利用許可に係る事務は適正に処理されたか
- ② 清掃、保守点検など施設の維持管理、及び備品管理は適切に行われたか
- ③ 適正な人員配置、人材育成が行われたか
- ④ 地域や関係団体等との連携や協働が適切に行われたか
- ⑤ 事故や苦情に対する対応は適切だったか
- ⑥ 平等利用に関する基本姿勢は適切だったか
- ⑦ 利用者の個人情報の保護対策は適切だったか
- ⑧ 防犯、防災対策など危機管理体制が適切だったか
- ⑨ 施設目的のための効果的な情報提供等が行われたか
- ⑩ 利用者のニーズに即した自主事業が実施されたか
- ⑪ 満足度調査を実施し、利用者サービスの向上に反映させたか
- ⑫ 当初収支計画と比較し、適切な収支結果だったか
- ⑬ 定期報告や事業報告書など、経理事務は適正に行われたか

イ 評価結果の公表及び改善指示

作成した指定管理者評価シートは、市ホームページにおいて公表する。また、評価結果として業務改善を求める必要があるときは、指定管理者に対し、業務改善指示書により改善指示を行い、改善計画書の提出を求める。

3 導入経過・計画

(1) 指定管理者を導入した公の施設

ア 令和4年度公募による指定管理者指定施設

- ① いろは親水公園

イ 令和5年度随意指定による指定管理者指定施設

- ① 福祉センター
- ② 第二福祉センター
- ③ 宗岡公民館
- ④ 秋ヶ瀬運動場施設
- ⑤ 総合福祉センター
- ⑥ 児童センター
- ⑦ 宗岡第二公民館
- ⑧ 宗岡子育て支援センター
- ⑨ 市民会館
- ⑩ コミュニティスペースつつじ

ウ 令和6年度公募による指定管理者指定施設

- ① 志木駅前自転車駐車場
- ② 志木駅東口地下駐車場
- ③ 柳瀬川駅前自転車駐車場
- ④ 八ヶ岳自然の家

エ 令和6年度随意指定による指定管理者指定施設

- ①市民体育館
- ②武道館
- ③夜間照明施設

(2) 指定管理者以外が管理を行う公の施設

ア 当面、市が直接管理する公の施設

① 公園（秋ヶ瀬運動場施設、いろは親水公園を除く）

公園施設の管理は、当面市が直接管理を行うこととするが、施設の設置目的を効率的に達成するため、民間の活用を含めた最善の管理方法を検討するものとする。

② 郷土資料館

郷土資料館は、使用料を徴収する施設ではないため、施設の管理は、現行どおり市が直接管理するものとする。

③ 保育園

公立保育園は、多様化する保育需要への対応や保育の総合調整の役割を果たすため、市が直接管理するものとする。

④ 子育て支援センター（宗岡子育て支援センターを除く）

いろは子育て支援センター及び西原子育て支援センターは、保育園と併設していることを鑑み、施設の管理は、現行どおり市が直接管理するものとする。

イ その他の公の施設

施設の設置目的を効率的に達成するため、最善の管理方法を検討・選択するものとする。

<参考>

公の施設の管理方針	平成 17 年 8 月
公の施設の管理方針<改訂版>	平成 19 年 8 月
公の施設の管理方針<第 2 次改訂版>	平成 22 年 2 月
公の施設の管理方針<第 3 次改訂版>	平成 25 年 5 月
公の施設の管理方針<第 4 次改訂版>	平成 27 年 5 月
公の施設の管理方針<第 5 次改訂版>	平成 27 年 9 月
公の施設の管理方針<第 6 次改訂版>	平成 28 年 8 月
公の施設の管理方針<第 7 次改訂版>	平成 29 年 8 月
公の施設の管理方針<第 8 次改訂版>	平成 30 年 5 月
公の施設の管理方針<第 9 次改訂版>	平成 30 年 8 月
公の施設の管理方針<第 10 次改訂版>	令和 2 年 12 月
公の施設の管理方針<第 11 次改訂版>	令和 4 年 5 月
公の施設の管理方針<第 12 次改訂版>	令和 5 年 5 月

<導入経過・計画一覧>

指定管理者制度 導入経過・計画一覧(令和元年度～令和10年度)

